

第1編 総則

第 1 編 総 則

第 1 節 計画の策定

第 1 計画の概要

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 42 条の規定に基づき、秩父市防災会議が作成する計画であり、秩父市の地域に係る防災に関し、市及び関係機関が災害予防、災害応急対策及び災害復旧復興に至る一連の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の位置づけ

この計画は、市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する基本的かつ総合的な計画である。

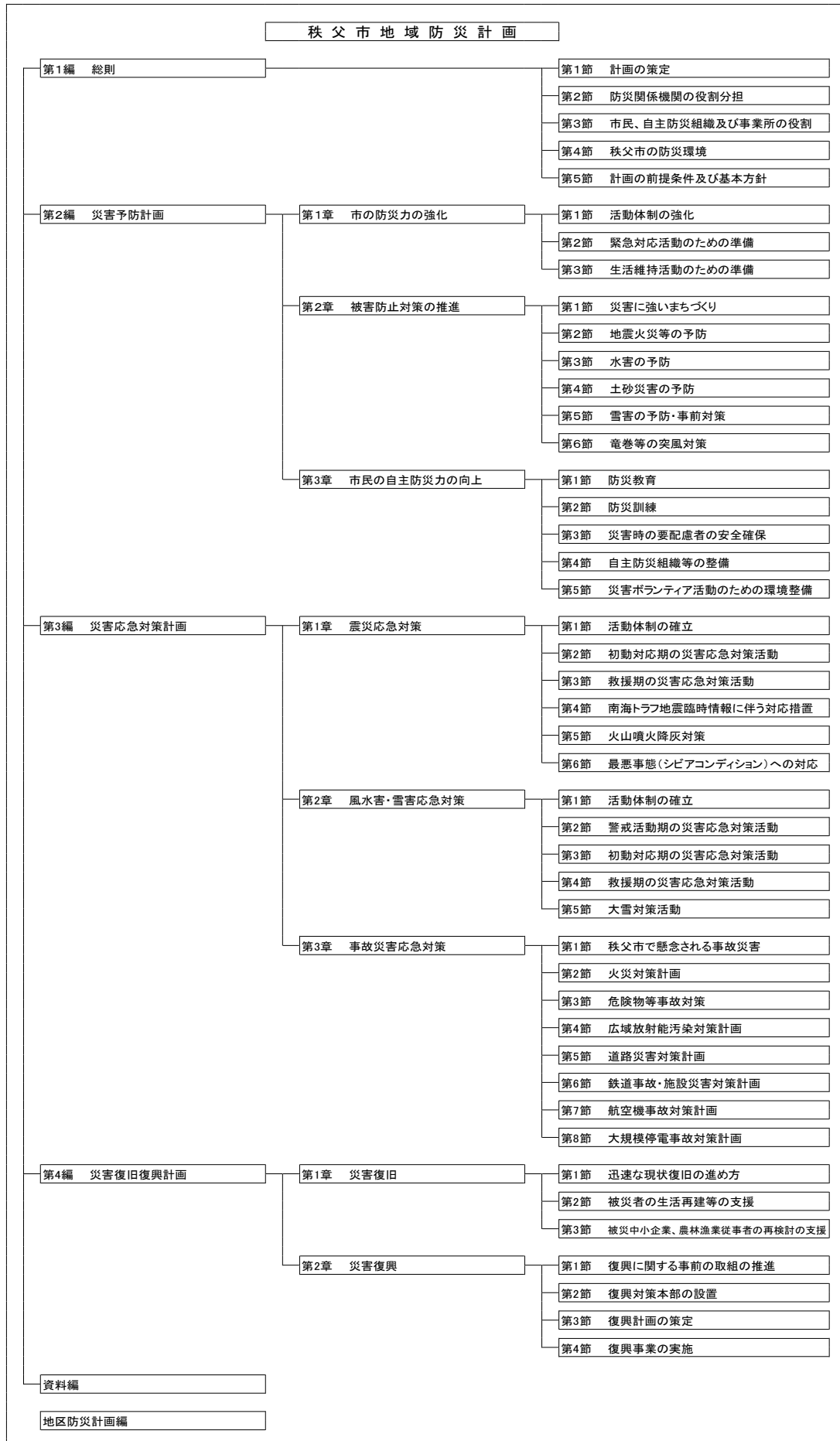
この計画は、市及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に結合する計画である。

この計画は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき埼玉県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第 30 条の規定に基づき市長に委任された場合の計画又は同法適用前の救助に関する計画及び水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき、市が定める水防計画等の防災に関する各種の計画を包含する総合的な計画である。

3 計画の構成

この計画は、市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、計画の構成は以下に示すとおりである。

■市地域防災計画の構成

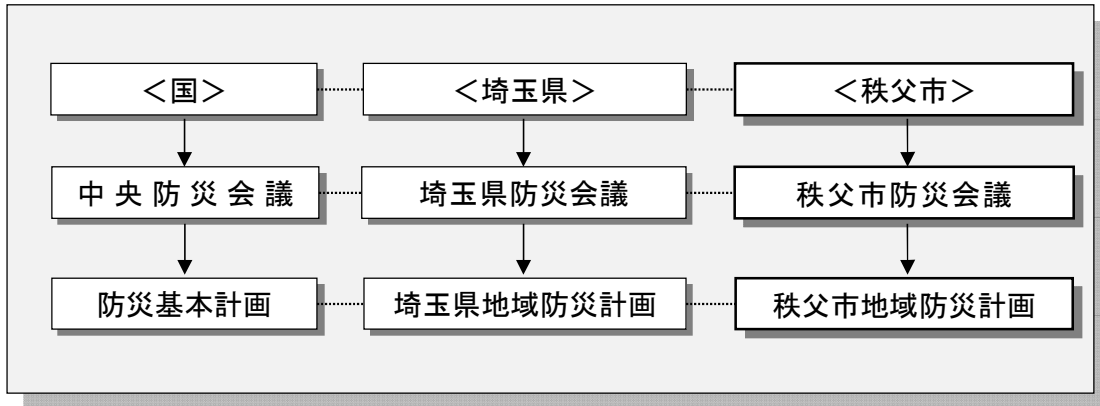


4 計画の運用等

(1) 他計画との関係

この計画は、市の地域に係る防災に関し基本的かつ総合的な性格を有するものであるとともに、埼玉県地域防災計画と整合を図るものとする。

■国、県及び市の防災会議及び防災計画の関係



(2) 計画の効果的な推進

ア 自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。

イ 男女共同参画の視点

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

ウ 広域的な視点

市単独での対応にはおのずと一定の限界もあり、東日本大震災の教訓を踏まえると、初動時から広域的な視点に立った応援の要請が必要である。

エ 人的ネットワークの強化

市及び県、防災関係機関、協定締結団体等は、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平素から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

オ 計画の効果的推進に向けた取組

市は、この計画を効果的に推進するため、次の点に留意して取組を進めるものとする。

市は、地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施する。

- 計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- 計画、マニュアル類の定期的な点検や検証
- 点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

(3) 計画の修正

市防災会議は、地域にかかる社会情勢の変化及び関連法令の改正並びに埼玉県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災対法第42条の規定によって、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、随時必要があると認めるときは、速やかに修正する。

(4) 計画の習熟、周知徹底

市及び防災関係機関は、この計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施してこの計画の習熟に努めるとともに、市の職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については広く市民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

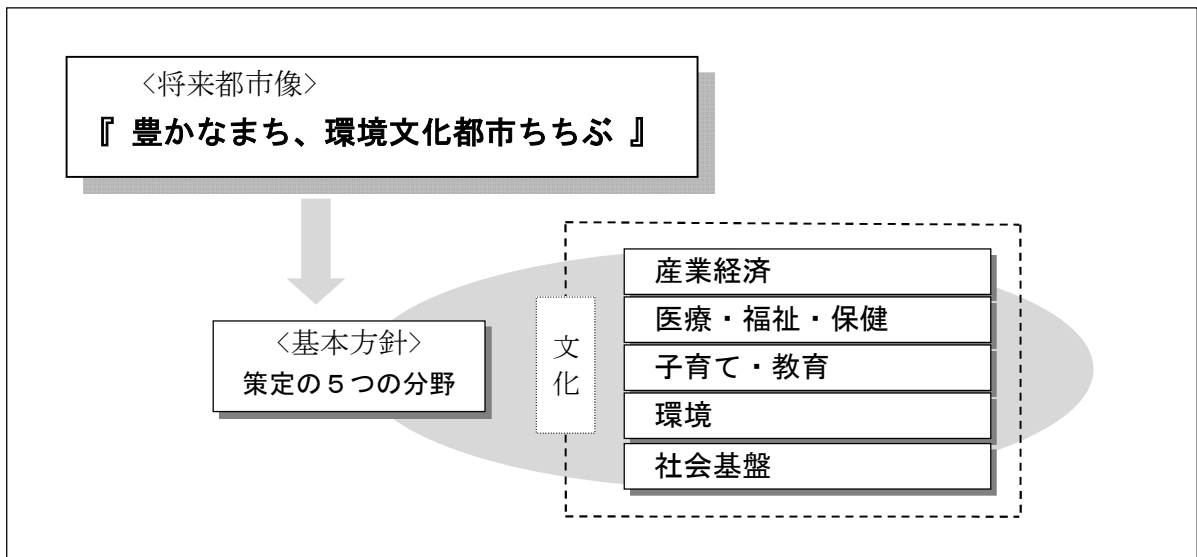
第2 秩父市総合振興計画との関係

1 秩父市総合振興計画の概要

市では、平成28年度から平成37年度までを計画期間とした第2次となる秩父市総合振興計画を策定し、これまでの将来都市像に新たなキーワードとして「豊かさ」を加えた、「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」を将来都市像として掲げた。

この将来都市像を実現するため、秩父らしい「文化」を基軸として、以下に示す5つの分野の基本方針を柱に政策を進める。

■第2次秩父市総合振興計画



2 秩父市総合振興計画（後期基本計画）における防災施策

この計画における防災関連の施策は、「社会基盤分野」の「1 安心安全なまちづくり（1）防災力・防犯対策の強化」において位置づけられており、施策推進のため達成目標とすべき指標は以下のように設定されている。

■防災施策推進に関する指標と達成目標

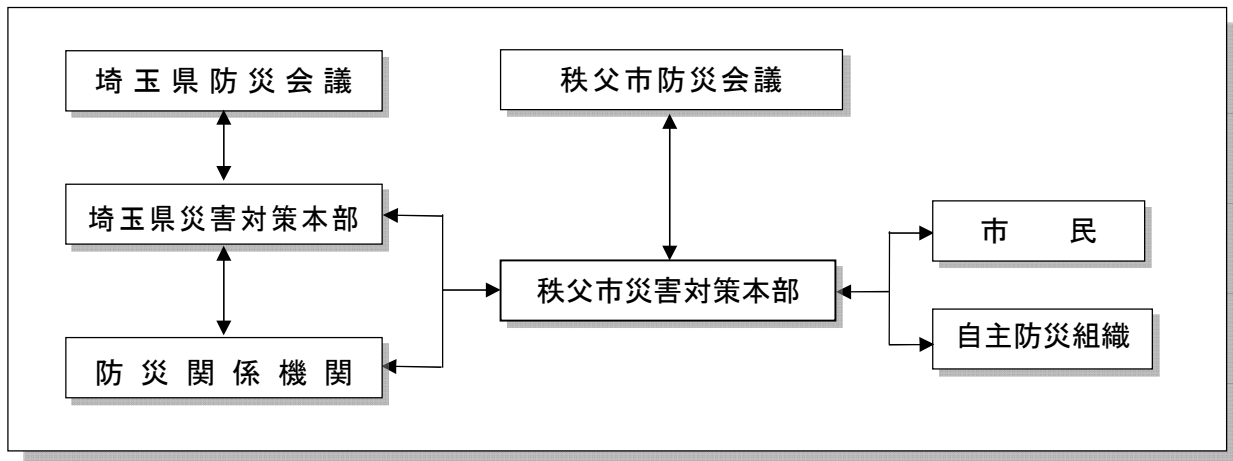
指標名	指標の定義	実績値	目標値
福祉避難所の整備数	福祉避難所として整備された施設数	13 か所	15 か所
防犯灯の設置率	要望に対する防犯灯設置率	90%	100%
自主防災組織運営避難所数	自主防災組織が自主的に運営する避難所数	0 か所	10 か所
管理不全空き家改善率	管理不全な空き家に対する助言・指導後の改善率	44%	100%

第2節 防災関係機関の役割分担

第1 地域防災組織

1 秩父市に係る地域防災組織

市に係る地域防災組織は次のとおりである。



2 秩父市防災会議

秩父市防災会議は、災対法第16条及び秩父市防災会議条例に基づき設置され、所掌事務及び組織については、次のとおりである。

(1) 所掌事務

防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ① 秩父市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ② 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ③ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

☞【資料7.1】『秩父市防災会議条例』参照

(2) 組織

- ① 防災会議は、市長を会長とし、防災関係機関の長又は職のうちから任命された委員等をもって組織する。
- ② 防災会議の庶務は、危機管理課において処理する。
- ③ 市長により任命された防災会議委員の構成は、資料編に記載する。

☞【資料1.2】『秩父市防災会議委員名簿』参照

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 市

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

(災対法第4条第1項)

名称	業務の大綱
秩父市	<p>《災害予防》</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備に関すること (2) 防災に関する訓練の実施に関すること (3) 過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること (4) 防災に関する物資・資材の備蓄及び整備・点検に関すること (5) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関すること (6) 広域一時滞在等に関する協定の締結に関すること (7) 公共的団体及び住民の自主防災組織の指導育成に関すること (8) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること <p>《災害応急対策》</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること (2) 警報の伝達及び避難の指示に関すること (3) 消防、水防その他の応急措置に関すること (4) 知事から委任された災害救助法に基づく被災者の救難、救助その他保護に関すること (5) 広域一時滞在等に関すること (6) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること (7) 施設及び設備の応急の復旧に関すること (8) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること (9) 前各号のほか、災害の防御又は各災害防止のための措置に関すること <p>《災害復旧》</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良に関すること (2) 被災者に対する相談及び援護に関すること

2 消防機関

名称	業務の大綱
秩父広域市町村圏組合 秩父消防本部	(1) 消防防災に関する広域的な施設・整備に関すること (2) 防災に関する予防普及に関すること (3) 消防、水防その他の応急措置に関すること (4) 避難及び応急救助に関すること (5) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること (6) 危険物施設の安全管理に関すること

3 県及び県の機関

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

(災対法第4条第1項)

名称	業務の大綱
埼玉県	≪災害予防≫ (1) 防災に関する組織の整備に関すること (2) 防災に関する訓練の実施に関すること (3) 防災に関する物資・資材の備蓄及び整備・点検に関すること (4) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関すること (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること ≪災害応急対策≫ (1) 警報の発令及び伝達に関すること (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること (4) 被災者の食料等の確保及び輸送に関すること (5) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること (6) 施設及び設備の応急の復旧に関すること (7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること (8) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること (9) 緊急輸送の確保に関すること (10) 応急仮設住宅の設置及び被災者住宅に関すること (11) 全各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること
秩父地域振興センター	(1) 県災害対策本部秩父支部の設置に関すること (2) 県災害対策本部秩父現地対策本部の設置に関すること (3) 災害情報の収集及び報告に関すること (4) 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること (5) 災害応急対策に必要な応急措置に関すること (6) 秩父防災基地の運営に関すること
秩父福祉事務所・ 秩父保健所	(1) 保健衛生関係の被害状況の収集に関すること (2) 飲料水の水質検査に関すること

名称	業務の大綱
秩父福祉事務所・ 秩父保健所	(3) そ族、衛生害虫等の消毒方法の指示に関する事 (4) 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関する事 (5) 災害救助食品の衛生に関する事 (6) 病院、診療所及び助産所に関する事 (7) その他の保健衛生に関する事
秩父農林振興 センター	(1) 農林畜水産被害状況の調査に関する事 (2) 農作物等農業共済に関する事 (3) 農業災害融資に関する事 (4) り災者の食料等の確保及び輸送に関する事 (5) 主要農作物の種子及び苗の確保に関する事 (6) 農作物病虫害防除対策及び指導に関する事 (7) 防除機具及び農薬の調整に関する事 (8) 治山、森林管理道施設の応急対策に関する事
秩父県土整備 事務所	(1) 降水量、水位等の観測通報に関する事 (2) 洪水予報及び水防警報の受理並びに通報に関する事 (3) 水防管理団体との連絡指導に関する事 (4) 河川、道路、橋りょう等の被害状況の調査及び応急修理に関する事
本庄県土整備 事務所	(1) 太田部地域の県道路の被害状況の調査及び応急修理に関する事
北部教育事務所 秩父支所	(1) 教育関係の被害状況の調査に関する事 (2) 公立学校及び施設の災害応急対策及び指導に関する事 (3) 応急教育実施の予定場所の指導に関する事 (4) 教育実施者の確保に関する事 (5) 応急教育の方法及び指導に関する事 (6) 教科書及び教材等の配給に関する事 (7) 被害地学校の保健指導に関する事 (8) 被害地学校の給食指導に関する事
秩父警察署 小鹿野警察署	(1) 災害情報の収集・伝達及び広報に関する事 (2) 警告及び避難誘導に関する事 (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関する事 (4) 交通秩序の維持に関する事 (5) 犯罪の予防検挙に関する事 (6) 行方不明者の捜索及び検視（死体見分）に関する事 (7) 漂流物等の処理に関する事 (8) その他治安維持に必要な措置に関する事

4 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

(災対法第3条第1項)

名称	業務の大綱
農林水産省 関東農政局	<p>《災害予防対策》</p> <p>(1) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関する事 《応急対策》</p> <p>(1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に 関すること</p> <p>(2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事 《復旧対策》</p> <p>(1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に 関すること</p> <p>(2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事</p>
関東森林管理局 埼玉森林管理事務所	<p>(1) 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持造成に関する事 《復旧対策》</p> <p>(2) 災害復旧用材(国有林材)の供給に関する事</p>
東京管区气象台 (熊谷地方气象台)	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に 関すること</p> <p>(2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る) 及び水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に 関すること</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 《復旧対策》</p> <p>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に 関すること</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事 《復旧対策》</p> <p>(6) 災害時等に地方自治体へ諸金を派遣し、防災対応支援のため、 防災気象情報の提供および解説・防災対策への助言を行う(気象庁 防災対応支援チーム、JETT)</p>
国土交通省 関東地方整備局	<p>管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項 を行うよう努める。</p> <p>《災害予防》</p> <p>(1) 震災対策の推進 《復旧対策》</p> <p>(2) 危機管理体制の整備 《復旧対策》</p> <p>(3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進 《復旧対策》</p> <p>(4) 防災教育等の実施 《復旧対策》</p> <p>(5) 防災訓練 《復旧対策》</p> <p>(6) 再発防止対策の実施 《災害応急対策》</p> <p>(1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 《復旧対策》</p> <p>(2) 活動体制の確保 《復旧対策》</p> <p>(3) 災害発生直後の施設の緊急点検</p>

名称	業務の大綱
国土交通省 関東地方整備局	(4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 (5) 災害時における応急工事等の実施 (6) 災害発生時における交通等の確保 (7) 緊急輸送 (8) 二次災害の防止対策 (9) ライフライン施設の応急復旧 (10) 地方公共団体等への支援 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣 (13) 被災者・被災事業者に対する措置 ≪災害復旧・復興≫ (1) 災害復旧の実施 (2) 都市の復興 (3) 被災事業者等への支援措置
国土交通省関東整備局 二瀬ダム管理所	(1) ダムの防災操作に関すること
埼玉労働局 秩父労働基準監督署	(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること (2) 業務上災害の被災者に対する速やかなる救済に関すること

5 自衛隊

名称	業務の大綱
陸上自衛隊 第1師団 第32普通科連隊	≪災害派遣の準備≫ (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (3) 県防災計画と合致した防災訓練の実施 ≪災害派遣の実施≫ (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する こと

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。（災対法第6条第1項）

■指定公共機関

名称	業務の大綱
東日本電信電話(株) 埼玉事業部 (株)NTTドコモ	(1) 電気通信設備の整備に関すること (2) 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること
KDDI(株)	(1) 重要通信の確保に関すること (2) 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する こと
日本郵便(株) (秩父郵便局、 他16郵便局)	(1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること (2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉 書等の無償交付に関すること
東京電力パワーグ リッド(株)熊谷支社	(1) 災害時における電力供給に関すること (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること
日本赤十字社 埼玉県支部	(1) 災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理(死体の一時保存を除 く)を行うこと (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行 うこと (3) 救援物資の輸送、義援金の募集、血液の輸送、安否調査に関すること (4) 各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じ、炊き出し、避難所支援、ボラン ティアセンター運営補助に関すること

■指定地方公共機関

名称	業務の大綱
秩父鉄道(株) 西武鉄道(株)	(1) 鉄道施設等の安全保安に関すること (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関 すること
(一社)埼玉県 トラック協会	(1) 災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること
秩父ガス(株)	(1) 災害時におけるガス供給に関すること (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること
(一社)埼玉県医師会 (一社)〃歯科医師会 (公社)〃看護協会	(1) 医療及び助産活動の協力に関すること (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること
(一社)埼玉県バス協会	(1) 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること
(一社)埼玉県LPガス 協会	(1) LPガス供給施設の安全保安に関すること (2) LPガスの供給の確保に関すること (3) カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関す ること (4) 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること

7 秩父市を管轄する一部事務組合

名称	業務の大綱
秩父広域市町村圏組合 (消防本部、水道局を除く)	(1) 災害時における火葬及び霊柩業務に関すること (2) 災害時における廃棄物の処理に関すること
秩父広域市町村圏組合水道局	(1) 飲料水の供給活動の実施に関すること (2) 水道被災施設の応急対応及び復旧活動の実施に関すること

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

(災対法第7条第1項)

名称	業務の大綱
ちちぶ農業協同組合	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること (5) 農作物の需給調整に関すること
秩父広域森林組合	(1) 県、市が行う被害状況調査その他応急対策の協力 (2) 被災組合員に対する融資又はそのあっせん
秩父市 社会福祉協議会	(1) 要配慮者の支援に関すること (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
秩父郡市医師会	(1) 医療及び助産活動の協力に関すること (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること (3) 災害時における医療活動の実施に関すること
社会福祉施設管理者	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること (2) 災害時における入所者の保護に関すること
秩父通運(株)秩父支店	(1) 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
(株)秩父総合食品卸売市場	(1) 災害時における食料の調達・配給の協力に関すること
(一社)埼玉県 建設業協会秩父支部 秩父市建設業協会	(1) 被災住家の修理の協力に関すること (2) 道路障害物等の撤去の協力に関すること (3) 災害時における河川、道路及び橋りょう等の応急対策及び災害復旧の協力に関すること (4) 災害復旧資機材の確保についての協力、あっせんに関すること
商工会議所等 商工業関係団体	(1) 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力に関すること (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること (3) 救援物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること

名称	業務の大綱
医院等経営者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 (2) 災害時における病院等の収容、保護に関する事 (3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事
金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資に関する事
学校法人	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事 (2) 被災時における教育対策に関する事 (3) 被災施設の災害復旧に関する事
自治会、女性団体等の団体	(1) 市が実施する応急対策についての協力に関する事

☞【資料1.1】『防災関係機関の連絡先一覧』参照

第3節 市民、自主防災組織及び事業所の役割

東日本大震災をはじめとする大規模災害で得た最も重要な教訓のひとつは、防災活動の基本は、市民一人ひとりが、防災についての知識と行動力を身に付け、「自助（自らの安全は自らが守る）」及び「共助（共に協力しあい地域を守る）」の考え方のもと、すべての災害に対処することが重要であるということである。

市民はこの原点に立って、日頃から非常食料などを備蓄し、近隣住民と協力して自主的にすべての災害に備えるとともに、災害発生時には市及び防災関係機関が行う消火・救援活動などの防災活動に協力しなければならない。

また、事業所等についても、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない。（災対法第7条：住民等の責務）

《参考》

◆「自助」「共助」及び「公助」について

災害は社会全体に影響する事象であるため、防災対策・災害対応においては、その影響を受ける「個人／地域／行政」のそれぞれの役割を明確にし、お互いに補完し合う必要があります。特に、大規模災害の場合、「行政が何とかしてくれるはず」と期待しがちですが、これまでの大規模災害の教訓が示すように、行政による災害対応には限界があります。そのため、防災対策・災害対応においては、「個人（自助）／地域（共助）／行政（公助）」の役割分担が重要です。

第1 市民の役割

1 自助の強化

（1）実践的な訓練への参加

市民は、市や県が市民を対象として実施する、災害図上訓練（DIG）や避難所開設・運営訓練（HUG）などの住民参加型で地域に即した実践的な訓練に積極的に参加する。

なお、災害図上訓練（DIG）及び避難所開設・運営訓練（HUG）については、「第2編 第3章 第2節 3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練」を参照のこと。

（2）防災意識の向上

市民は、市その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、過去の災害から得られた教訓の伝承や、防災訓練等への参加などを通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう努める。

（3）家庭内の三つの取組の普及

市民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら災害に備える取組を家庭内で実施する。

なお、市は、三つの取組を中心に、市民が日頃から発災時の行動を家族とよく話題にするよう働きかける。

- ▶ 家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。
- ▶ 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。
- ▶ 家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨7日間）分を目標とする）。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリング備蓄」を導入する。

（4）防災総点検

市民は、防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、家庭における防災の総点検を実施する。

- ▶ 家具や家電製品などの転倒防止対策及びガラスの飛散防止対策
- ▶ 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- ▶ 「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法の確認
- ▶ 備蓄品・非常持ち出し品の点検
- ▶ 住居の耐震性の確認と必要な補強等
- ▶ 家族の非常時の連絡方法の話合い
- ▶ 避難場所や安全な避難経路の確認
- ▶ 消火器の設置場所、操作方法の確認
- ▶ ブロック塀や住居回りの安全点検・改修

2 自助による応急対策の実施

市民が、災害による被害を軽減し、及び拡大を防止するため、「自助」「共助」の理念に基づき、災害発生時に実施すべき事項は、次のとおりである。

- ▶ 正確な情報の把握及び伝達
- ▶ 確実な出火防止措置及び初期消火の実施
- ▶ 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める
- ▶ 自主防災活動への参加、協力
- ▶ 避難所でのゆずりあい
- ▶ 市及び防災関係機関が行う防災活動への協力
- ▶ 風評に乗らず、風評を広めない

第2 自主防災組織の役割

自治会等により組織化された自主防災組織が、「共助」の理念に基づき、災害による被害の軽減及び拡大の防止のために、平常時に実施する事項並びに災害発生時に実施すべき事項は次のとおりである。

1 地域において平常時に実施する事項

(1) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織が平常時において実施する活動内容は、次のとおりである。

- 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- 日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発
(例 防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布)
- 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- 防災用資機材の購入・管理等
 - ・資機材の例 初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器）
 - ・救助用資機材（ジャッキ、バール、のこぎり）
 - ・救護用資機材（救急医療セット、リヤカー）
- 地域の把握（例 危険箇所の把握、要配慮者）

(2) 防災総点検

自主防災組織の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、地域における防災の総点検を実施する。

- 地域の危険性の把握
- 高齢者・障がい者等の避難行動要支援者の支援の確認
- 地域住民への連絡系統の確認
- 防災備蓄の点検(防災資機材、備蓄品)
- 消防水利や施設の点検・確認
- 危険な場所や避難経路、避難所の確認・点検

2 地域による応急対策の実施

自主防災組織は、事前の備えに基づき、地域における共助による防災対応を行う。

地域における避難対策及び要配慮者対策は、「第11 避難活動 (p3-64)」及び「第15 要配慮者の安全確保 (p3-78)」を参照する。

- 初期消火の実施
- 情報の収集・伝達の実施
- 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施
- 集団避難の実施（特に避難行動要支援者の安全確保に留意）
- 避難所の運営活動の実施（例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

3 地区防災計画の策定

自主防災組織は、災害時等に迅速且つ的確な活動を行うために、市の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が協同して行う防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）の策定の促進に努めるとともに、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。

また、地区防災計画の作成にあたっては、女性の意見も取り入れるものとする。

なお、市防災会議は、地区居住者や自主防災組織等から地域防災計画に地区防災計画を定める提案が行われた時は、当該計画提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

第3 事業所の役割

大規模な災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

特に、市では、昼間人口が夜間人口に比べ2,294人少なく（平成22年国勢調査）、自主防災組織の構成員である地域住民が昼間市外へ通勤して不在のケースも多い。

市は、市内に立地する企業等における防災組織の育成指導を図るとともに、企業等における事業継続のための取組を支援する。

1 事業所において平常時に実施する事項

（1）事業所における防災教育

企業や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

市及び県は、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

（2）事業所における防災体制の充実

事業所は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

また事業所は、各事業所が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

（3）防災総点検

事業所の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、職場における防災の総点検を実施する。

- 災害時の防災体制の整備
- 職場の安全対策（備品などの転倒防止対策）
- 建物の耐震診断、必要な補強等
- 備蓄品・非常持ち出し品の点検
- 従業員等との非常時の連絡方法等の整備
- 消火器、発電機など防災資機材の点検
- 危険物施設の安全点検

2 事業所における応急対策の実施

事業所は、災害が発生した場合、事前の備えに基づきその所在する地域の一員として「共助」による防災対応を行う。

- 正確な情報の把握及び伝達
- 出火防止措置、初期消火の実施
- 従業員、利用者等の避難誘導
- 応急救助・救護
- ボランティア活動への支援
- 帰宅困難な従業員への支援
- 重要業務の継続及びそのために必要な措置

第4節 秩父市の防災環境

第1 災害履歴

1 気象及び土砂災害

本市における気象及び土砂災害の発生履歴については、次のとおりである。

■市における主な気象災害

発生年	災害種	事項
1947年 (S22)	水害	キャサリン台風により総雨量が610.6ミリ、9月15日の日降水量は519.7ミリ、最大1時間雨量は78.0ミリに達した。
1966年 (S41)	風水害	9月25日、台風26号による風水害。瞬間最大風速35.5メートルを記録し、秩父郡下で、死者3、重軽傷者19、家屋倒壊62。秩父神社で境内の巨木の倒伏・切損したものが多く、社殿にも大被害があり、全面的に解体修理が行われるにいった。秩父市にも災害救助法が適用された。
1971年 (S46)	風水害 土砂災害	8月30日から31日、台風23号による風水害。総降水量は秩父288ミリ、影森356ミリに達し、秩父地区で負傷者2人、家屋全半壊2棟、浸水55棟、崖崩れ18か所、道路損壊23か所、護岸損壊12か所、農作物被害907ヘクタール(2億6千万円)、山地崩壊43件、林地崩壊13件等の被害があった。
1972年 (S47)	風水害 土砂災害	9月15日から17日、台風20号。総降水量は秩父313ミリ、影森347ミリに達し、1時間最大量は78ミリを記録し、最大瞬間風速は26.3メートルに達した。秩父地区で家屋の損壊15棟、浸水75棟、道路損壊14か所、崖崩れ10か所、林地崩壊22か所、水道の断水・濁水が3,000戸、農作物被害970ヘクタール(1億3千万円)の被害があった。
1983年 (S58)	水害	8月14日から18日、台風5号、6号。総降水量は、秩父422ミリ、浦山678ミリに達し、市内で住家半壊1棟、一部破損1棟、床上浸水2棟、床下浸水17棟、市道被害6か所、林道被害2か所等の被害があった。
1985年 (S60)	竜巻被害	8月12日、雷雨、たつ巻。たつ巻中心部の大きさは40～50メートル、推定風速40メートル/秒、被災距離は600～700メートル幅120メートルであり、市内の被害は、住家の一部破損18棟、床下浸水4棟等であった。
1988年 (S63)	降ひょう被害	6月14日、降ひょう。市内では、久那地域を中心に影森、浦山で小豆大から鶏卵大、一部地域ではテニスボール大のひょうが降った。市内の被害は、住家の一部破損52棟、非住家の一部破損31棟、車両被害12台、果樹、野菜、農業用施設被害も甚大であった。
1999年 (H11)	水害 土砂災害	8月13日から14日、熱帯低気圧。日降水量は、秩父394ミリ、浦山390ミリ、総降水量は、秩父450ミリ、浦山479ミリに達した。市内の被害は、住宅半壊3棟、一部破損1棟、床上浸水17棟、床下浸水106棟、非住家全壊2棟、半壊3棟、床下浸水17棟、市道被害29か所、林道被害18か所、市管理河川被害4か所、崖崩れ21か所、断水200戸、用水取水工1か所等であり、被害総額は約5億8千万円に達した。
2019年 (R1)	水害 土砂災害	10月12日から13日、台風19号(令和元年東日本台風)。災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用を受けた。12日の日降水量は、秩父511ミリ、浦山635ミリ、三峰549ミリ、上吉田434ミリに達した。市内の被害は、住家の全壊4棟、半壊4棟、一部損壊(準半壊)1棟、非住家の大規模半壊2棟、半壊2棟、一部損壊(準半壊)2棟をはじめ、市道・林道等にも多数の被害があった。

資料) 市資料

2 地震災害

(1) 県

県に被害を及ぼす地震は、主に相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震と、陸域の様々な深さの場所で発生する地震がある。

相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震としては、1923年の関東地震（M7.9）があり、県内のほぼ全域で震度5～6の揺れとなり、死者・行方不明者343名などの被害が生じた。

陸域の浅い場所で発生した被害地震としては、1931年の西埼玉地震（M6.9）がよく知られている。この地震により、県内の広い範囲で震度5程度の揺れとなり、県中部・北部の荒川・利根川沿いの地盤の軟らかい地域を中心に死者11名などの被害が生じた。この地震は、関東平野北西縁断層帯で発生した可能性が指摘されているが、少なくともこの断層帯の固有規模の地震（断層帯で周期的に発生する、その断層帯における最大規模の地震）ではないと考えられている。

また、遺跡調査などによると、818年の関東諸国の地震（M7.5以上）による可能性がある地割れや噴砂が、埼玉県や群馬県の遺跡で見出されている。なお、818年の地震は関東平野北西縁断層帯で発生した可能性があるが、少なくともこの断層帯の固有規模の地震ではないと考えられている。

また、1649年の武蔵・下野の地震（M7.0±1/4）は立川断層帯で発生した可能性があるが、詳細は不明である。荒川河口付近で発生した1855年の（安政）江戸地震（M6.9）は、陸域の浅い場所で発生した地震であったか、沈み込んだフィリピン海プレートに関係する陸域のやや深い場所で発生した地震であったか明確でないが、県東部を中心に強い揺れが生じ、大きな被害が生じた。

さらに、沈み込んだ太平洋プレートに関係する陸域の深い場所で発生した地震としては、（明治）東京地震と呼ばれる1894年の地震（M7.0）による被害が知られている。

周辺地域で発生する地震や東海沖など太平洋側沖合で発生するプレート境界付近の地震によっても被害を受けたことがあり、2011年（平成23年）3月11日には三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生し、県内では宮代町で震度6弱を観測、負傷者104人、建物全壊24棟、半壊199棟などの被害が生じた。

埼玉県における被害地震は、次頁に示すとおりである。

《参考》

◆ 「関東平野北西縁断層帯」について

関東平野北西縁断層帯、元荒川断層帯は、それぞれ地震調査研究推進本部地震調査委員により長期評価が公表されている。その後に行われた調査及び研究成果により、断層帯を構成する断層やそれらの位置・形状、周辺の地下構造、活動履歴に関する新たな知見が得られた。こうした知見に基づき、これらの断層帯を深谷断層帯・綾瀬川断層に二分し、それぞれ評価を行った。（深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯）の長期評価（一部改訂）、平成27年4月、地震調査研究推進本部地震調査委員会）

■埼玉県における被害地震

発生年月日	M	緯度 経度	深さ km	震源地域	被害記述
818.	7.5	36.50 139.50	—	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧死者多数。
878.11. 1	7.4	35.50 139.30	—	関東諸国	相模・武蔵が特にひどく、5~6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つ全きものなく、地陥り往還不通となる。圧死者多数。
1615. 6.26	6.5	35.70 139.70	—	江戸	家屋破潰、死傷多く、地割れを生じた。詳縮不明。
1630. 8. 2	6.3	35.75 139.75		江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、塀も多少損ず。細川家上屋敷では白壁少々落ち、塀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
1649. 7.30	7.0	35.80 139.50	—	武蔵・下野	川越で大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺ゆり下る。江戸城二の丸石垣・塀被損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の破損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣被損し、八王子・伊那で有感、余震日々40~50回、死50人余。(埼玉県)川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われる、液状化現象らしい点もある。
1703.12.31	8.2	34.7 139.8	—	関東南部	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが、県内の被害の詳細は不明。
1791. 1. 1	6.3	35.80 139.60	—	川越・蕨	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の被損。 川越で喜多院の本社屋根など破損。
1854.12.23	8.4	34.00 137.80	—	東海	(埼玉県)推定震度 蕨、桶川、行田5。
1855.11.11	6.9	36.65 139.80	—	江戸	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは1つもなかった。民家の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出火し、焼失面積は2町(0.2km)×2里19町(10km)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。 (埼玉県)推定震度大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川~利根川間の52ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒、人家・土蔵・物置等壊同然3,243軒。(村毎の被害率9~73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蕨で宿壊3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒、死1、傷1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大被、壁落等あり。
1859. 1.11	6.0	35.90 139.70	—	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々被損、江戸・佐野・鹿沼で有感。
1894. 6.20	7.0	35.70 139.80	—	東京湾北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋全半壊90、破損家屋4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316か所。 (埼玉県)埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅350間(約630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894.10. 7	6.7	35.60 139.80	—	東京湾北部	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923. 9. 1	7.9	35.20 139.30	—	関東南部	死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流出868軒。 (埼玉県)死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒
1924. 1.15	7.3	35.50 139.20	—	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931. 9.21	6.9	36.15 139.23	0	埼玉県北部	(埼玉県)死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿の沖積地に被害が多い。
1968. 7. 1	6.1	35.59 139.26	50	埼玉県中部	深さが50kmのため、規模の割りに小被害で済んだ。東京で負傷6名、家屋一部破損50、非住家破損1、栃木で負傷1名。
1989. 2.19	5.6	36.01 139.54	54	茨城県 南西部	茨城県、千葉県で負傷者2人、火災2件。他に塀、車、窓ガラス破損、熊谷で震度3。
2011.3.11	9.0	38.06 142.51	24	三陸沖	東北地方を中心に死者15,883名、行方不明2,676名、負傷者6,144名。 (埼玉県)最大震度6弱(宮代町)、負傷者104名、全壊24棟、半壊194棟、一部破損16,161棟、火災発生12件

出典)「埼玉県地域防災計画(資料編)」(平成26年3月、埼玉県防災会議)

(2) 市

近年、埼玉県内に大きな地震被害をもたらした地震としては、1923年9月1日の関東大震災、1931年9月21日の西埼玉地震、また最近では、2011年3月11日の東日本大震災がある。また、被害程度は大きくないものの市域付近において1979年及び1988年に地震が発生している。市の地震被害の発生状況は、次のとおりである。

■市における被害地震

発生年月日	震源等	M	被害記述
1931. 9. 21 (昭和6)	西埼玉地震	6.9	荒川、利根川流域を中心に被害。 秩父郡太田村八入峠にかなりの地すべりがあり。
1979. 7. 13 (昭和54)	秩父市付近	4.7	東京都西部で落石、タンスの倒れた家数軒あり。
1988. 9. 29 (昭和63)	正丸峠付近の地震	5.0	震央一体で落石や墓石の移動。 秩父市、日高町の一部で建物被害が報告される。

3 広域放射能汚染

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が大気中に放出され、本県においても広域放射能汚染が発生した。

文部科学省が実施した航空機モニタリングの結果では、県内の多くの地域は、毎時0.1マイクロシーベルト以下だったが、三郷市と吉川市の東部に放射能汚染地域があり、本市にも局所的に放射線量が高い箇所が認められた。

そのため、市では、小中学校、幼稚園、学童保育室、保育所、児童館、公園及びスポーツ施設等を対象に放射線量の測定を継続的に実施したが、測定結果は、すべての対象施設において除染の目安以下であった。また、学校給食に使用している食材を対象に、これまで継続して放射能測定を実施しているが、結果はいずれも不検出であった。

また、浄水場や市下水道センター（下水処理施設）、秩父クリーンセンター（ごみ焼却施設）においても、継続的に放射能を測定しており、結果はいずれの場合も、不検出又は基準値以下であった。

《参考》

- ◆ 「マイクロシーベルト/時」と「年間ミリシーベルト」との関係
1年の間、屋外に毎日8時間、屋内に毎日16時間いると仮定し、木造の建屋の遮蔽係数0.4とした場合、以下の関係となる。
0.1（マイクロシーベルト/時）は、年間約0.5（ミリシーベルト）
0.2（マイクロシーベルト/時）は、年間約1.0（ミリシーベルト）
- ※ 年間1ミリシーベルトとは、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告に基づく一般公衆の線量限度である。

4 大雪災害

2014年（平成26年）2月14～15日にかけて、急速に発達した低気圧の影響により、市では、観測史上最大となる98cmの積雪を記録した。この大雪に伴う被害の概要は、次のとおりである。

■平成 26 年の市における大雪被害

項目	被害の概要					
建物被害	住家被害	全壊	1 件	非住家被害	全壊	546 件
		半壊	1 件		半壊	215 件
		一部損壊	838 件		一部損壊	385 件
罹災証明・被災証明 発行件数	罹災証明	1412 件				
	被災証明	212 件				
農業被害	被害額	4 億 682 万円				
除雪費用（市道）	1 億 1448 万円					
災害お見舞金	189 人	576 万円				

資料) 市資料

5 大規模事故災害

市では、1957 年（昭和 32 年）2 月 17 日に、旧吉田町において大火災が発生した。
 上町から出火した火災で、商店街 55 世帯 112 棟を全焼し、災害救助法の適用を受けた。
 この大火災に対し、全国より義援金が届き、また、罹災者のため町営住宅 20 戸を建設した。

第2 自然環境の特性

1 地勢

平成17年4月1日、秩父市、吉田町、大滝村、荒川村が合併し、自然環境資源の豊富な魅力あるまち、新「秩父市」として誕生した。

市は、埼玉県の北西部にあり、面積は577.83km²で、県全体の約15%に相当する広大な面積を有している。都心まで60～80km圏、さいたま市までは50～70km圏に位置し、周囲に山岳丘陵を眺める盆地を形成している。市域の87%を森林が占め、その面積は県全体の約40%を占めている。標高2,000mを超す甲武信岳、三宝山、雲取山といった急峻な秩父山地を抱え、地域のほとんどが秩父多摩甲斐国立公園や武甲・西秩父などの県立自然公園の区域に指定されており、自然環境に恵まれた地域である。

また、甲武信岳に源を発する荒川が市の中央を流れ、その支流域には秩父湖（二瀬ダム）、秩父さくら湖（浦山ダム）、西秩父桃湖（合角ダム）、奥秩父もみじ湖（滝沢ダム）などのダム湖が形成されている。この川によって、市の中心部は東西に区分され、東部の平坦部分は市街地を形成し、商店街、住宅地などが集中しており、西部丘陵地帯にある平坦地は、水田など農業用地が多くなっている。

2 地形・地質

（1）地形

市は、関東平野西方の関東山地の北東部にあたり、奥秩父山地、上武山地、外秩父山地および秩父凹地帯とに区分される。奥秩父山地は、2,000m級の峰が連なり、地形的に一般的に急峻で、突出した峰と狭い谷を特徴としている。上武山地と外秩父山地は1,000m級以下の低山で、なだらかな山の中腹まで耕され集落ができています。秩父凹地帯は、秩父盆地を中心としてそこから北西へ伸びる山中地溝帯や南東へ伸びる谷から構成され、奥秩父山地と上武・外秩父両山地を分ける谷地形を形作っている。

（2）地質

秩父市の地質は、古生代、中生代、新生代の地質からなり、古生代の地質は長瀨系（変成岩）及び秩父系からなり、基盤を形成している。基盤にのる中生代の地質は、大滝層群、山中地溝帯白亜系及び跡倉群からなり山岳地形を形成している。

新生代の地質は、漸新世から鮮新世の地層が分布し、これらの低所に洪積層、沖積層が堆積し、段丘地形や谷底、低地を形成している。

地質の一般走向は、北西—南東、西北西—東南東であって、同方向に褶曲したり、また同方向の断層で断たれ、全体が帯状配列をした地質構造である。

3 活断層

県内の活断層で発生したとみられる地震としては、1931年の西埼玉地震が挙げられるが、地震断層の出現は確認されておらず、どの活断層が活動したかは特定されていない。

活断層の活動の度合いをA級（千年あたりの変位量が1m以上10m未満）、B級（千年あたり10cm以上1m未満）、C級（千年あたり1cm以上10cm未満）と区分することが多いが、

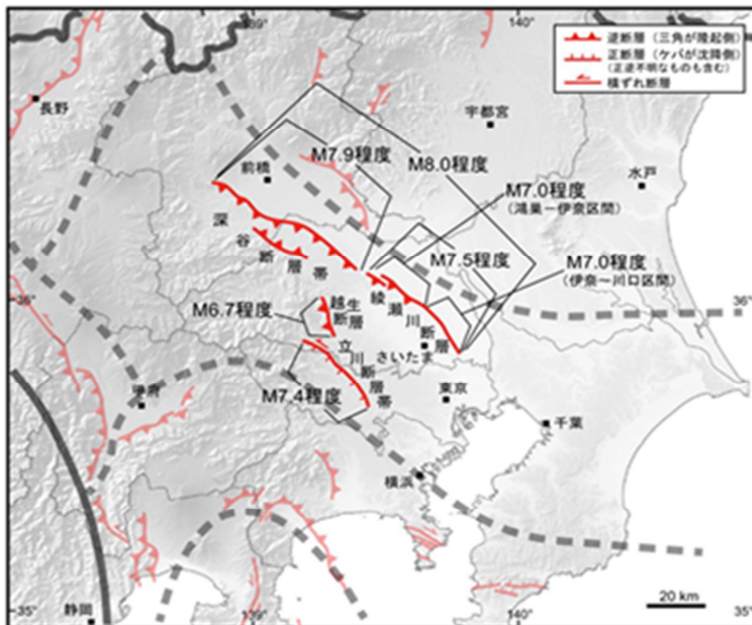
県内には最も活動度が高いA級の活断層はなく、すべてB級ないしC級と推定される。これらの活断層の活動間隔は数千年のオーダーと考えられる。

市に最も近い活断層である浦山口断層（確実度Ⅲ[※]）活動度C）は、北東—南西の方向性を持ち、長さは7 kmである。「日本の活断層」旧版では確実度Ⅱとされていたが、地形的な検討が進み（断層の両側にある中・高位段丘の頂面高度に顕著な差が認められない等）、確実度Ⅲに変更された。地質的には、秩父盆地南縁の日野断層（井尻ほか 1950）とおおよそ一致し、地形的には秩父盆地と南側の奥秩父山地を画する境界となっている。

なお、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、発生すると地震の規模が大きく、社会的・経済的影響が大きいと考えられる全国の主要な98の断層帯について震源断層の位置や形状を調査し、その結果を長期評価として公表している。

県及びその周辺の活断層の位置図及び評価の概要を次に示す。

■ 県の活断層



■ 地震調査研究推進本部が公表した県内の断層帯の評価の概要

表8 関東山地—関東平野の活断層の将来の活動の可能性

活断層のくくり (付録2)	評価単位区間 (付録2)	評価単位区間が単独で活動する場合				複数区間が同時に活動する場合	
		地震の規模 (マグニチュード)	地震後経過率	30年以内における固 有規模の地震発生確 率(%)	30年以内における地 表で痕跡を認めにくい 地震の発生確率(%)	地震の規模	地震発生確率(%) (30年以内)
深谷断層帯	深谷断層帯	7.9程度	0.2—0.6	ほぼ0—0.1	0.06—0.1	7.5程度 (綾瀬川断層全体が 同時に活動) 8.0程度 (深谷断層帯と綾瀬川 断層全体が同時に活 動)	—
綾瀬川断層	鴻巣—伊奈区間	7.0程度	0.1—0.3	ほぼ0	0.02—0.03		
	伊奈—川口区間	7.0程度	不明	不明	0.04		
越生断層	越生断層	6.7程度※	不明	不明	0.05	—	—
立川断層帯(注2)	立川断層帯	7.4程度	0.9—2.0	0.5—2	0.1	—	—

※断層の長さに基づいて地震の規模を評価した結果がM6.8以下となる場合、ここでは地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会（2010）に従い、地震の規模の下限M6.8を用いて評価している（注8）。

4 河川

市域を流れる荒川は、埼玉県、山梨県、長野県の三県が境を接する甲武信ヶ岳に源を發し秩父山地から流入する多くの支川を集めながら秩父盆地まで東に流れ、秩父盆地から長瀬溪谷まで北に流れている。

荒川のこの区間は、最上流部であり国土交通省が実施している堤防の破堤や越流を想定した浸水想定区域外に位置している。

また、市域には、秩父さくら湖（浦山ダム）や奥秩父もみじ湖（滝沢ダム）をはじめ多くの湖（ダム湖）がある。

市域を流れる主要河川及びダムは、次のとおりである。

■市域を流れる主要河川

番号	河川名	所在地
1	荒（あら）川	長瀬町（寄居町境）～秩父市大滝 ※ 二瀬ダム区間は国土交通省管理
68	吉田（よしだ）川	秩父市（赤平川合流点）～小鹿野町藤倉
69	阿熊（あぐま）川	秩父市（吉田川合流点）～秩父市吉田阿熊
70	石間（いさま）川	秩父市（吉田川合流点）～秩父市吉田石間
71	長留（ながる）川	小鹿野町（赤平川合流点）～秩父市荒川小野原
74	蒔田（まいた）川	秩父市（荒川合流点）～秩父市蒔田
75	横瀬（よこぜ）川	秩父市（荒川合流点）～横瀬町芦ヶ久保
76	定峰（さだみね）川	秩父市（横瀬川合流点）～秩父市定峰
79	浦山（うらやま）川	秩父市（荒川合流点）～秩父市浦山 ※ 浦山ダム区間は国土交通省管理
80	橋立（はしだて）川	秩父市（浦山川合流点）～秩父市上影森
81	大久保（おおくぼ）谷	秩父市（浦山ダム）～秩父市浦山 ※ 国土交通省管理
83	大血（おおち）川	秩父市（荒川合流点）～秩父市大滝
84	東谷（ひがしたに）川	秩父市（大血川合流点）～秩父市大滝
85	中津（なかつ）川	秩父市（荒川合流点）～秩父市中津川 ※ 滝沢ダム区間は国土交通省管理
86	神流（かんな）川	秩父市（中津川合流点）～秩父市中津川
87	大洞（おおほら）川	秩父市（二瀬ダム）～秩父市三峰 ※ 二瀬ダム区間は国土交通省管理
88	滝（たき）川	秩父市（荒川合流点）～秩父市大滝
89	豆焼（まめやき）川	秩父市（滝川合流点）～秩父市大滝

注）番号は、県管理の河川番号である。

■市内のダム

名称	諸元	内容
合角ダム (かっかく)	左岸所在	秩父市吉田吉田字松山
	河川	荒川吉田川
	目的/型式	FNW/重力式コンクリート
	堤高/堤頂長/総貯水容量(千 m ³)	60.9m/195m/10,250 千 m ³
浦山ダム (うらやま)	左岸所在	秩父市荒川上田野
	河川	荒川浦山川
	目的/型式	FNWP/重力式コンクリート
	堤高/堤頂長/総貯水容量(千 m ³)	156m/372m/58,000 千 m ³
大洞ダム (おおぼら)	左岸所在	秩父市大滝
	河川	荒川大洞川
	目的/型式	P/重力式コンクリート
	堤高/堤頂長/総貯水容量(千 m ³)	24.7m/45m/110 千 m ³
二瀬ダム (ふたせ)	左岸所在	秩父市大滝字大久保
	河川	荒川荒川
	目的/型式	FNW/重力式アーチ
	堤高/堤頂長/総貯水容量(千 m ³)	95m/288.5m/26,900 千 m ³
滝沢ダム (たきざわ)	左岸所在	秩父市大滝字廿六木
	河川	荒川中津川
	目的/型式	FNWP/重力式コンクリート
	堤高/堤頂長/総貯水容量(千 m ³)	132m/424m/63,000 千 m ³

注)「目的」略字は次のとおり。

- F：洪水調節、農地防災
- N：不特定用水、河川維持用水
- W：上水道用水
- P：発電

5 気象

秩父特別地域気象観測所において観測された降水量、気温及び風向風速について、観測史上上位5位までの観測値は、次のとおりである。

降水量について、日降水量の最大値は、1947年(昭和22年)9月15日に台風第9号(カスリーン台風)により記録した519.7mmである。1時間降水量の最大値は、1947年(昭和22年)9月15日に記録した78.0mmである。また、年降水量の最大値は、1928年(昭和3年)の2444.2mm、最小値は1973年(昭和48年)年の779.0mmである。

気温について、日最高気温の最高値は、1994年(平成6年)8月7日に記録した39.3℃、日最低気温の最低値は、1954年(昭和29年)1月27日に記録した-15.8℃である。

風向・風速については、日最大風向・風速の最大値は、1952年(昭和27年)7月4日に記録した北西の風19.6m/s、日最大瞬間風向・風速の最大値は、1966年(昭和41年)9月25日に記録した南東の風35.5m/sである。

■観測史上1～5位の値（年間を通じての値）

要素名 \ 順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計 期間
日降水量 (mm)	519.7 (1947/ 9/15)	511.0 (2019/10/12)	422.2 (1928/ 7/31)	394.0 (1999/ 8/14)	350.4 (1941/ 7/22)	1926/ 1 2024/ 2
日最大10分間降水量 (mm)	39.6 (1952/ 7/ 4)	30.7 (1928/ 9/16)	24.5 (2015/ 7/28)	23.5 (1977/ 7/ 7)	23.2 (1950/ 8/10)	1926/ 1 2024/ 2
日最大1時間降水量 (mm)	78.0 (1947/ 9/15)	76.5 (2015/ 7/28)	76.0 (1989/ 9/23)	75.5 (2016/ 8/22)	72.0 (1959/ 9/26)	1926/ 1 2024/ 2
年降水量の 多い方から(mm)	2444.2 (1928)	2070.6 (1938)	1966.0 (1991)	1887.2 (1950)	1868.1 (1948)	1926年 2024年
年降水量の 少ない方から(mm)	779.0 (1973)	818.5 (1987)	866.0 (1984)	885.5 (1978)	901.0 (1997)	1926年 2024年
日最高気温の 高い方から(℃)	39.3 (1994/ 8/ 7)	39.2 (2018/ 7/23)	39.1 (1997/ 7/ 6)	39.0 (1990/ 7/19)	38.7 (2001/ 7/13)	1926/ 1 2024/ 2
日最低気温の 低い方から(℃)	-15.8 (1954/ 1/27)	-14.5 (1954/ 1/28)	-14.4 (1945/ 2/23)	-14.0 (1936/ 1/31)	-13.8 (1945/ 2/ 5)	1926/ 1 2024/ 2
日最大風速・風向 (m/s)	19.6 北西 (1952/ 7/ 4)	18.2 南南東 (1966/ 9/25)	17.6 北 (1952/ 6/27)	16.5 北西 (1955/ 2/20)	16.1 北 (1938/ 9/ 1)	1926/ 1 2024/ 2
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	35.5 南東 (1966/ 9/25)	31.8 北西 (1952/ 7/ 4)	31.2 南東 (1982/ 8/ 2)	28.7 南 (1959/ 9/27)	28.2 南東 (1965/ 9/17)	1951/ 1 2024/ 2

資料) 秩父特別地域気象観測所（秩父市上町、1926年1月1日観測開始）

第3 社会環境の特性

1 人口

(1) 人口・世帯数の推移

市の人口の推移を過去40年で見ると減少傾向を示しており、40年の間に17,201人減少し、令和2年現在59,674人となっている。

それに対し、世帯数は、平成12年までは増加傾向にあったが平成12年をピークに減少に転じ、ここ40年間では2,761世帯増加しているものの、ピーク時の平成12年からは719世帯減少している。

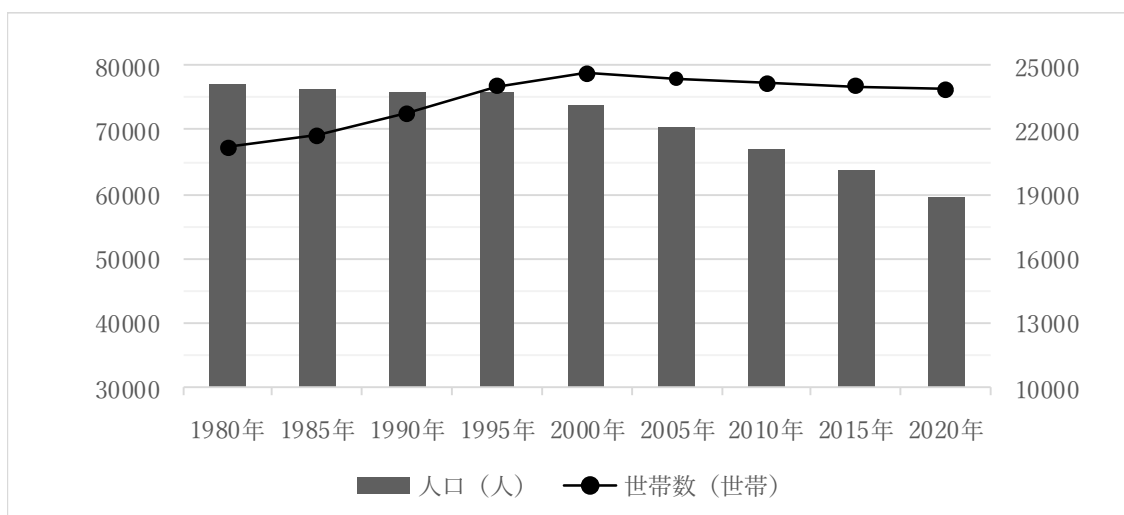
■人口・世帯数等の推移

[国勢調査、各年10月1日現在]

年	区分	世帯数	人口	1世帯当たり 人員	人口密度 (人/km ²)
昭和55年(1980)		21,161	76,875	3.6	133
昭和60年(1985)		21,740	76,275	3.5	132
平成2年(1990)		22,743	75,845	3.3	131
平成7年(1995)		24,045	75,618	3.1	131
平成12年(2000)		24,641	73,875	3.0	128
平成17年(2005)		24,365	70,563	2.9	122
平成22年(2010)		24,146	66,955	2.8	116
平成27年(2015)		24,038	63,555	2.6	110
令和2年(2020)		23,922	59,674	2.5	103

注) 平成12年以前の値は、国勢調査のデータを用い市町村合併を考慮して集計した。
人口密度は、市の面積を577.83km²として算定した。

■人口・世帯数等の推移



(2) 年齢別人口

市の人口は、令和2年10月1日(国勢調査)現在59,391人となっている。

そのうち、年齢別人口の割合は、年少人口が11.1%、生産年齢人口が54.7%、老年人口が34.2%であり、その中で75歳以上の割合は18.1%となっている。

■年齢別人口

[国勢調査 令和2年10月1日現在]

区分		総数(人)	構成比(%)	男(人)	女(人)
年少人口	0～14歳	6,590	11.1	3,335	3,255
生産年齢人口	15～64歳	32,459	54.7	16,610	15,849
老年人口	65歳以上	20,342	34.2	8,939	11,403
	(75歳以上)	(10,737)	(18.1)	(4,232)	(6,505)
合計		59,391	100.0	28,884	30,507

(3) 昼夜別人口

市の夜間人口は59,674人、昼間人口は57,703人であり、昼間人口は夜間人口に比べ1,971人少ない。

■昼夜別人口

[国勢調査、令和2年10月1日現在]

常住地による人口		従業地・通学地による人口		昼夜間人口比率(%)
夜間人口(人)	他市区町村で従業・通学(人)	昼間人口(人)	他市区町村に常住(人)	
59,674	9,200	57,703	7,229	96.7

(4) 市外への通勤者及び通学者数

首都圏の昼間の時間帯で大規模な地震が発生した場合、市外へ通勤・通学する者は、帰宅困難になる可能性がある。市外への通勤及び通学者の総数は8,827人で、そのうち県外へは1,052人が通勤・通学している。

■市からの就業・通学者数(15歳以上)

[令和2年10月1日現在]

区分	計	就業者	通学者
当地に常住する就業者・通学者※1	30,599	28,061	2,538
秩父市で従業・通学	21,566	20,335	1,231
他市区町村で従業・通学※2	8,827	7,552	1,275
県内	7,775	6,902	873
小鹿野町	1,323	1,259	64
皆野町	1,069	1,048	21
横瀬町	881	879	2
深谷市	568	494	74
熊谷市	546	417	129
寄居町	514	467	47
長瀬町	501	501	-
本庄市	346	251	95
その他	2,027	1,586	441
県外	1,052	650	402
東京都	802	450	352
特別区部	587	324	273
その他	205	126	79
その他	250	200	50

※1：従業地・通学地「不詳」を含む。

※2：他市区町村に従業・通学で、従業地・通学地「不詳」を含む。

資料)「令和2年 国勢調査結果」(総務省統計局)

(5) 要配慮者人口

市の要配慮者の人口については、国勢調査、住民基本台帳、要介護認定及び障がい者手帳で把握可能な要配慮者について次のとおり整理した。

ア 高齢者

市の65歳以上の高齢者は、令和2年10月1日現在20,342人で全体の34.2%を占め、なかでも災害時に特に配慮が必要と考えられる75歳以上の高齢者は、10,737人で全体の18.1%となっている。また、要介護認定者数は、3,939人となっている。

イ 乳幼児

市の6歳未満の乳幼児は、令和2年10月1日現在2,225人で全体の3.7%となっている。

ウ 障がい者

市の障がい者手帳所持者数は、令和5年4月1日現在3,169人で全体の5.4%となっている。

エ 外国人

市の外国人の人口は、令和2年10月1日現在537人で全体の0.9%となっている。

2 建物

建築基準法は、昭和46年に十勝沖地震（昭和43年）を教訓に見直しが行われ、より高い安全性を求めて基準を補足し修正された。さらに、昭和56年に宮城県沖地震（昭和53年）を教訓に、新耐震設計法が抜本的に見直され、耐震設計基準が大幅に改正された。新耐震設計基準による建物は、阪神・淡路大震災においても被害が少なかった。

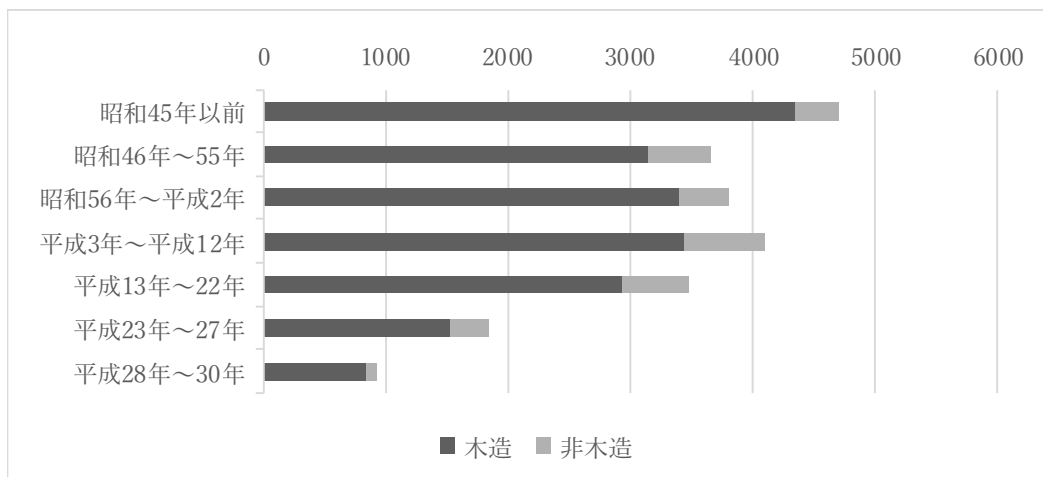
市の住宅棟数は、平成30年10月1日現在、全部で23,860棟あり、そのうち耐震上問題が懸念される昭和55年以前に建築された住宅は8,340棟で全体の約35.0%を占めている。なかでも昭和45年以前に建築された住宅は4,700棟で全体の約19.7%となっている。

市の住宅について、建築時期別、構造別、建て方別に集計した結果を次に示す。

なお、市では「改定秩父市建築物耐震改修促進計画」（令和元年7月）を策定しており、市の住宅耐震化率の目標を令和5年度末までに95%としている。

■ 建築時期別、建物構造別住宅棟数

[平成30年10月1日現在]



■建築時期別、構造別、建て方別住宅数

[平成30年10月1日現在]

区分	総数	一戸建	長屋建	共同住宅				その他
				総数	1～2階建	3～5階建	6階建以上	
<住宅総数>	23,860	19,980	960	2,880	2,050	790	40	50
昭和45年以前	4,700	4,390	240	70	30	40	—	10
昭和46年～55年	3,640	3,020	180	440	180	260	—	10
昭和56年～平成2年	3,810	3,300	170	350	170	150	30	—
平成3年～12年	4,100	3,420	30	640	470	170	—	10
平成13年～22年	3,410	3,050	30	400	350	50	—	10
平成23年～27年	1,840	1,450	60	310	300	—	10	10
平成28年～30年	930	740	60	120	120	—	—	—
<木造>	20,650	18,960	690	970	960	10	—	30
昭和45年以前	4,350	4,190	130	10	10	—	—	10
昭和46年～55年	3,150	2,900	160	80	80	—	—	10
昭和56年～平成2年	3,400	3,210	80	120	120	—	—	—
平成3年～12年	3,440	3,180	30	230	230	—	—	—
平成13年～22年	2,940	2,800	30	100	90	10	—	10
平成23年～27年	1,530	1,370	50	100	100	—	—	—
平成28年～30年	840	700	30	110	110	—	—	—
<非木造>	3,220	1,020	270	1,910	1,090	780	40	20
昭和45年以前	360	190	110	60	20	40	—	—
昭和46年～55年	500	120	20	360	100	260	—	—
昭和56年～平成2年	410	90	90	230	60	150	30	—
平成3年～12年	650	240	—	410	240	170	—	10
平成13年～22年	540	250	—	300	260	40	—	—
平成23年～27年	310	80	10	210	200	—	10	10
平成28年～30年	80	40	40	10	10	—	—	—

注1)「長屋建」とは二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入り口をもっているものをいい、「共同住宅」とは一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたものをいう。

注2) 各欄の住宅数は、数字を丸め概数としているため総数と一致しないことがある。

資料) 総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査報告」

3 道路交通

(1) 道路

市は、東西の国道299号と南北の国道140号を骨格として、県道、市道などにより道路網が形成されている。現在、建設が進められている国道140号皆野秩父バイパスは、西関東連絡道路として市の西側を通過し、埼玉県と山梨県を結ぶ地域高規格道路として整備されている。

市内の道路整備は進んでいるものの、多くの観光客が訪れる行楽シーズンを中心に、市内各所で交通渋滞が慢性的に発生している。

(2) 公共交通

市の公共交通として、西武鉄道及び秩父鉄道の鉄道2路線と西武観光バス、秩父市営バス及び小鹿野町営バスによる路線バス16系統、乗合タクシー、タクシーが運行している。公共交通機関の利用者は減少傾向にあるが、学生や高齢者などを中心にその需要は高ま

っている。山間部を多く抱える本市においては、鉄道駅やバス停留所が少なく、日常生活に不便な状況が生じている。

4 土地利用

市の土地利用を地目別土地面積の割合で見ると、山林が最も多く 20951.9ha となっており、以下順に、畑の 1590.8ha、宅地の 1329.1ha、雑種地の 734.2ha となっている。

■地目別土地面積

[令和4年1月1日現在]

	地目	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
面積 (ha)	216.1	1590.8	1329.1	224.9	20951.9	-	340.5	734.2	

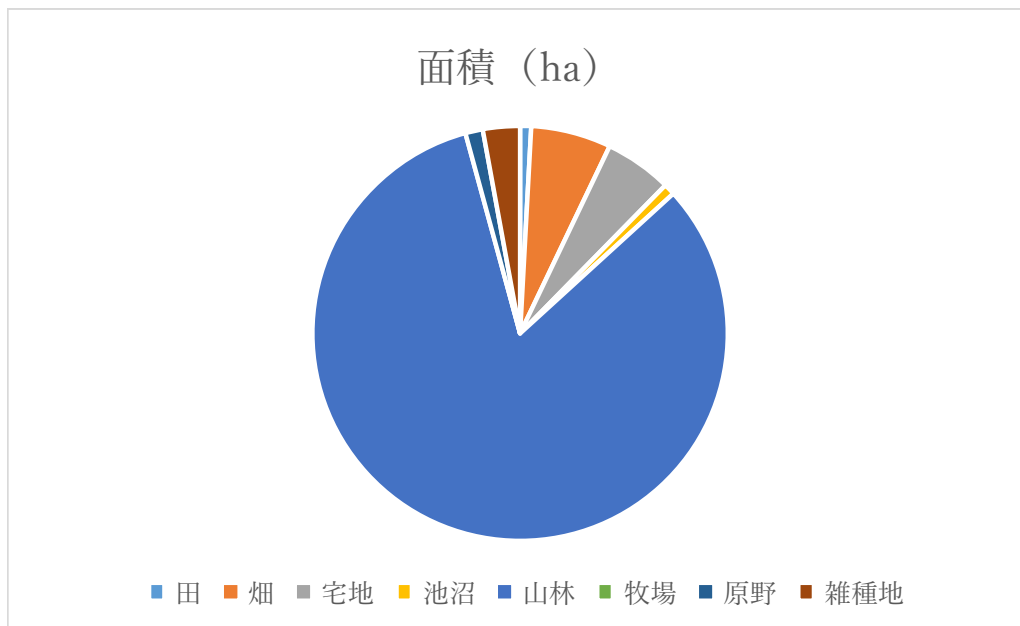
注1) 固定資産課税台帳に登録された地積で、非課税も含まれる。

注2) 「雑種地」には、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等が含まれる。

注3) 墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地等は含まれない。

資料) 埼玉県市町村課「土地に関する概要調書等報告書」

■地目別面積の割合



第5節 計画の前提条件及び基本方針

市の災害対策は、市において起こりうる最大規模の災害を想定し、その結果発生すると考えられる被害規模及びその内容を可能な限り具体的に把握することで、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、より具体的な「予防計画」かつ実践的な「応急対策活動」の策定を目的としている。

そのため、被害想定の対象とする災害は、県が被害想定調査を実施している地震被害、及び土砂災害防止法により影響範囲が想定されている土砂災害とする。

なお、水害については、市域を流れる荒川は、国が実施する荒川浸水想定区域の区域外であるため、被害想定の対象外とした。

第1 地震被害想定

地震被害想定とは、地震が発生したときの地盤の揺れの大きさ、それに伴う人的被害、建物被害及びライフラインなどへの被害の程度を想定するもので、震災に対する防災計画を作成する際に、地震が起きたときにどの程度の被害が発生するかを推定することにより、被害の程度に応じた効果的な防災対策を立てることが可能となる。

1 想定地震

県では、これまで行ってきた地震被害想定調査に対し、最近の学術的な知見や耐震化など防災環境の変化に応じて「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）を実施した。

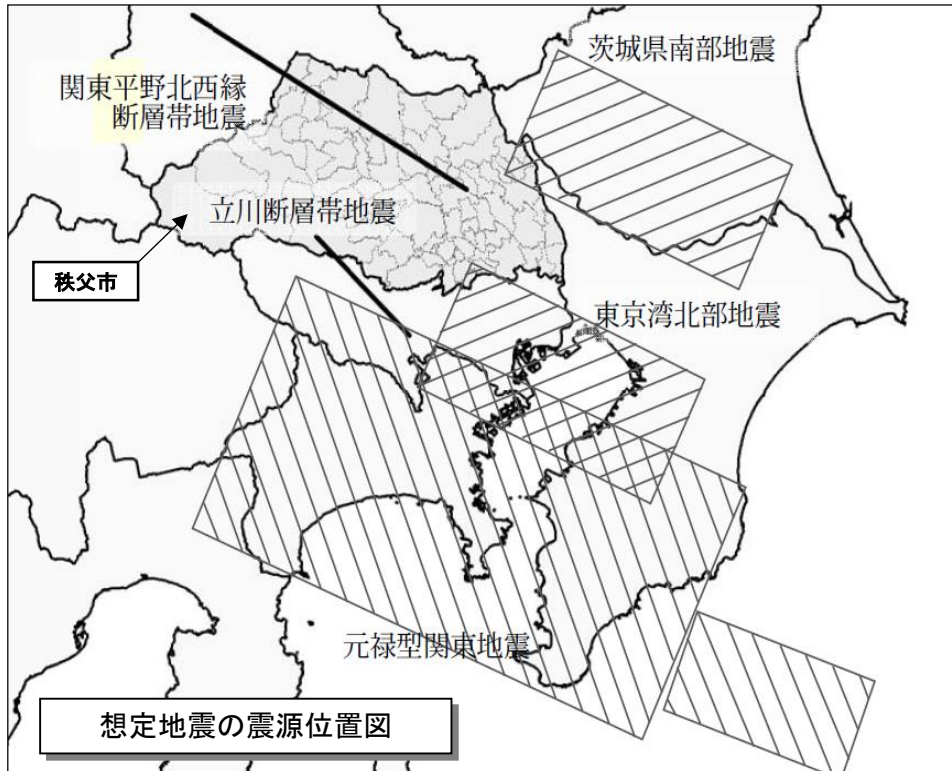
想定した地震は、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして、以下の5つの地震を対象としている。

■想定地震とその概要

地震のタイプ	想定地震名	マグニチュード	想定概要
海溝型地震	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率（深谷断層帯）：0%～0.1%
	立川断層帯地震	7.4	最近の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

注）※は地震調査研究推進本部による長期評価を参照にしたものである。

出典）「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）



出典)「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年3月、埼玉県)

2 想定結果

県が想定した5つの地震による市の被害想定結果は、次のとおりである。

5つの地震のなかで、「東京湾北部地震」、「茨城県南部地震」及び「元禄型関東地震」では、帰宅困難者が発生するものの、それ以外の項目では被害の発生はないと予測されている。

「立川断層帯地震」では、火災被害、停電、下水道被害及び帰宅困難者が発生するものの、建物被害、死傷者や避難者の発生はないと予測されている。

市において、最も被害の発生が予測されるのは、「関東平野北西縁断層帯※1地震」で、人的被害が死者1人、負傷者20人、建物被害が全壊13棟、半壊141棟、避難者数は最大で179人、ライフライン被害は、停電人口555人、断水人口686人、下水道の機能支障人口が5,619人と予測されている。

※1：以降、「関東平野北西縁断層帯」と記載されている場合は、「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年3月、埼玉県)で記載されているものを指している。

■市における地震被害想定結果（各想定地震とも被害想定結果の最大値を記載）

項目	予告内容		単位	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震	立川断層帯地震	
震度	最大震度		—	4	4	5弱	6強	5強	
液状化	高い地域	面積	km ²	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
		面積率	%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
建物被害	全壊 (揺れ+液状化)	全壊棟数	棟	0	0	0	8	0	
		全壊率	%	0.00	0.00	0.00	0.02	0.00	
	半壊 (揺れ+液状化)	半壊棟数	棟	0	0	0	129	0	
		半壊率	%	0.0	0.00	0.00	0.33	0.00	
	全壊 (急傾斜地崩壊)	全壊棟数	棟	0	0	0	5	0	
		全壊率	%	0.00	0.00	0.00	0.24	0.00	
	半壊 (急傾斜地崩壊)	半壊棟数	棟	0	0	0	12	0	
		半壊率	%	0.00	0.00	0.00	0.58	0.00	
	焼失	焼失棟数	棟	0	0	0	44	1	
		焼失率	%	0.00	0.00	0.00	0.10	0.00	
	人的被害	死者数		人	0	0	0	1	0
		負傷者数		人	0	0	0	20	0
うち重傷者数		人	0	0	0	1	0		
ライフライン被害	電気	停電人口	直後	人	0	0	0	555	0
			1日後	人	0	0	0	111	1
		停電率	直後	%	0.00	0.00	0.00	0.83	0.00
			1日後	%	0.00	0.00	0.00	0.17	0.00
	電話	不通回線	回線数	回線	0	0	0	15	0
			不通率	%	0.00	0.00	0.00	0.05	0.00
		携帯電話	停電率	%	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0
			不通率	%	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
	都市ガス	供給停止件数		件	0	0	0	0	0
		供給停止率		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	上水道	断水人口		人	0	0	0	686	0
	下水道	機能支障人口		人	0	0	0	5,619	758
生活支障	避難者数	1日後	人	0	0	0	111	1	
		1週間後	人	0	0	0	138	1	
		1か月後	人	0	0	0	179	1	
	帰宅困難者数	平日	人	1,996	1,009	1,715	4,687	3,447	
		休日	人	4,484	1,929	4,086	7,376	5,473	
住機能支障	応急仮設住宅等需要数		棟	0	0	0	12	0	
その他	廃棄物	災害廃棄物		万ト	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0
				万m ³	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0

注) 破壊開始点の違いにより「関東平野北西縁断層帯地震」の場合は3ケースについて、「立川断層帯地震」の場合は2ケースについて予測しているが、表に記載した数値は、各ケース中で最も大きな値を用いている。

出典)「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年3月、埼玉県)

第2 土砂災害の想定

市内には土砂災害危険箇所（法的な位置づけはない。）が多数存在しており、このうち、「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）」（平成13年4月1日施行）に基づき土砂災害警戒区域等が指定されている。

土砂災害警戒区域において土砂災害が発生した場合、避難が求められる居住者数及び最寄りの避難所について把握し、土砂災害に伴い発生する避難者数及び収容可能な避難所の整備状況について、以下に整理した。

1 土砂災害（特別）警戒区域

「土砂災害防止法」は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策の推進を目的として定められている。

市は、土砂災害防止法で指定された土砂災害警戒区域に対して、土砂災害に関する情報の伝達を定め、土砂災害ハザードマップを作成する等、警戒避難体制の整備を行っている。

なお、この区域のうち、特定の開発行為に対する制限、建築物の構造規制等を行う区域として土砂災害特別警戒区域が指定されている。

市における土砂災害（特別）警戒区域の指定状況は、次表のとおりである。

■土砂災害（特別）警戒区域の指定状況（秩父市関連） [令和2年7月3日現在]

	土石流	急傾斜地	地滑り	計
土砂災害（特別）警戒区域	229 (186)	861 (853)	22 (0)	1,112 (1,039)

注) ()内の数字は、土砂災害特別警戒区域の指定数で土砂災害警戒区域の内数

2 避難対象人口

土砂災害は、特に台風等の大雨や集中豪雨・地震が原因で発生することが多く、各地で毎年多くの人命や財産が奪われている。

そのため、市は、土砂災害発生のおそれがある場合、要避難者に対して迅速に高齢者等避難、避難指示等の発令を行い、最寄りの避難所への避難誘導を実施し住民の安全を確保する。

市において土砂災害が発生した場合、影響が及ぶ範囲（土砂災害警戒区域）内に居住する人数（要避難者人口）、及び避難所の収容人数を小学校区ごとに算定した結果は、以下のとおりである。

これによると、市内の土砂災害に伴う要避難者数は最大6,275人、それに対する避難所の収容人数は14,623人となっており、市内全体としてはすべての要避難者数を収容可能である。

ただし、病原性の高い新型インフルエンザ等感染症や同様な危険性のある新感染症が発生した場合には十分なスペースの確保が必要となり、すべての要避難者数を収容することができなくなるため、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテル・旅館等の活用も

検討することが必要となる。

そのため、市は、平成27年度に実施している「土砂災害影響人口及び避難施設収容能力の把握」及び「指定避難所等の立地条件の把握」等の調査成果を踏まえ、要避難者の安全を確保するため適切な避難所の整備計画の策定に努める。

■小学校区別要避難者数と避難所の収容状況

地区区分	避難所数 (箇所)	避難所 収容人数 (人)	土砂災害発生時			備 考 土砂災害に伴う 避難所の被災状況
			要避難者数 (人)	避難所 収容人数 (人)	収容能力の 過不足 (人)	
秩父第一小学校区	1	285 (90)	0	285	285	
花の木小学校区	3	1,949 (640)	93	1,949	1,856	
西小学校区	2	1,161 (380)	0	1,161	1,161	
南小学校区	2	459 (140)	27	459	432	
尾田蒔小学校区	3	668 (210)	0	668	668	
原谷小学校区	4	2,961 (970)	788	2,961	2,173	
久那小学校区	2	306 (90)	335	0	-335	避難所が被災する。
高篠小学校区	3	759 (240)	955	422	-533	1箇所の避難所が被災する。
大田小学校区	3	603 (190)	0	603	603	
影森小学校区	5	1,798 (580)	1,114	1,798	684	
吉田小学校区	13	2,717 (830)	1,455	2,487	1,032	2箇所の避難所が被災する。
旧大滝小学校区	7	1,521 (470)	526	577	51	4箇所の避難所が被災する。
荒川東小学校区	6	1,287 (400)	249	1,253	1,004	1箇所の避難所が被災する。
荒川西小学校区	1	256 (80)	733	0	-733	避難所が被災する。
計	55	16,730 (5,310)	6,275	14,623	8,348	—

注1) 「避難所数」及び「避難所収容人数」は、市が指定する「自主避難所」、「指定一般避難所」、「指定福祉避難所」、「指定緊急避難場所」及び「広域避難場所」のうち、「指定一般避難所」を対象としている。

注2) 「避難所収容人数」は、一人当たりの面積を2.0㎡/人として算定した。

また、() 数値は感染症対策を考慮してのものであり、一人当たり6.0㎡/人で算定した。

第3 秩父市における防災の方針

1 地震災害

(1) 県の震災対応の方針

県は、国の想定や調査結果を踏まえ、発生が懸念される南関東の地震の中から、過去に実際に発生した地震で、かつ埼玉県に甚大な影響を及ぼす地震を中心に地震被害想定を実施した。

このなかで、今回、新たに深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として扱った「関東平野北西縁断層帯地震」による想定結果は、県内の最大震度は震度7で、震度6弱以上の地域が県中央部を中心に広範囲に広がり、被害が最大になることが分かったが、今後30年以内の地震発生確率は、ほぼ0%～0.008%と極めて低いため、「関東平野北西縁断層帯地震」は、複数の災害が短期間で起こる「複合災害」の中で、限られた防災資源の有効活用及び他の都道府県からの受援を検討すべきであると位置づけた。

一方、「東京湾北部地震」については、首都圏南部、特に東京都心に大きな揺れが想定されており、被害は東京湾岸を中心に広範囲にわたり、電力、石油等のエネルギーを東京湾岸に依存している本県は、大規模停電、石油類燃料の枯渇といった二次被害を受けるおそれもあり、首都機能の低下による影響は全国に波及し、応急・復旧活動にも大きな支障が生じると予想される。

このため、県では、「東京湾北部地震」を地域防災計画の中で対処すべき事態と位置づけ、他の都道府県や関係団体とともに防災・減災対策に当たることとしている。

なお、ほかの3地震（茨城県南部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震）への対応は、「東京湾北部地震」への対応に包含される。

また、「東京湾北部地震」については、それにより引き起こされる最悪事態（シビアコンディション）を防災関係機関や県民と共有するため、対策の方向性を示すこととしている。

(2) 市の震災対応の方針

ア 「関東平野北西縁断層帯地震」に対する防災対策

県の地震被害想定調査の結果、県下に最も甚大な地震被害をもたらすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が、市においても一番大きな地震被害をもたらすと考えられる。

市の震災対応の方針は、最も影響の大きな地震被害に対応可能な対策を策定することから、市は、次表に定める「関東平野北西縁断層帯地震」に対応可能な防災対策を策定する。

イ 広域応援に関する方針

市においては、「関東平野北西縁断層帯地震」による地震被害が一番大きいものの、県下他市町村の被害程度に比べると、その程度は低いと考えられる。

また、県が地震対策の目標と定めている「東京湾北部地震」が発生した場合でも、市では帰宅困難者の発生があるものの、それ以外の項目において被害の発生は予測されない。

そのため、市は、市域で発生した地震被害に迅速に対応するとともに、救援体制をいち

早く整え、県と連携して積極的な広域支援を行うものとする。

■「関東平野北西縁断層帯地震」の地震被害と市の主な防災対策

被害想定項目		地震被害	主な防災対策		
建物被害 (棟)	全壊	(揺れ) 8棟 (急傾斜地崩壊) 5棟	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 耐震化の推進 ➤ 被災建築物危険度判定体制の整備 ➤ 消火体制の整備 ➤ 土地利用の適正化(土砂災害) 		
	半壊	(揺れ) 129棟 (急傾斜地崩壊) 12棟			
	焼失	44棟			
人的被害 (人)	死者	1人	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 初動医療体制の整備 ➤ 医療救護班の派遣体制の整備 ➤ 後方医療機関への搬送体制の整備 		
	負傷者	20人			
	うち重傷者	1人			
生活支障 (人)	避難者	(1日後) 111人 (1週間後) 138人 (1ヶ月後) 179人	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 想定される最大避難者約200人を収容可能な指定避難所の整備 ➤ 避難者及び災害救助従事者用数に対応可能な量の飲料水・食料・生活必需品の備蓄 ➤ 避難情報の多様な伝達手段の整備 ➤ 避難所運営マニュアルの整備 		
		帰宅困難者		(平日) 4,687人 (休日) 7,376人	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 一時滞在施設の確保 ➤ 飲料水・食料備蓄の推進
		応急仮設住宅等 需要数		12棟	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 仮設住宅用地候補地の選定
ライフライン	上水道	断水人口	686人	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 秩父広域市町村圏組合水道局との連携強化 ➤ 飲料水の備蓄 	
	下水道	機能支障人口	5,619人	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 下水道施設の耐震強化 ➤ 仮設トイレの確保 	
	電力	停電人口	555人	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 防災拠点における非常電源の確保 	
	都市ガス	供給停止件数	0人	—	
	電話	不通回線率	0.05%	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 多様な情報伝達手段の整備 	
携帯不通率		0.1%			
その他	災害廃棄物	(重量) 0.9万トン (体積) 0.6万m ³	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 廃棄物処理体制の整備 ➤ 廃棄物仮置き場候補地の選定 		

2 土砂災害

市において発生が懸念される土砂災害は、基本的に地震災害と異なり前ぶれもなく突然発生することはなく、台風や集中豪雨などによってもたらされる。

そのため、市は、先を見越した防災行動を展開するため、関係機関と連携し早い段階から気象情報や土砂災害に関する情報等を収集するとともに、的確に住民への情報提供を心がける。

また、避難に際しては、災害が発生するまでに避難を終えることが基本であることから、災害発生のおそれのある時期を見越し、避難の開始が豪雨時や夜間に及ばないように高齢者等避難、避難指示等の発令に努める。

特に、久那、高篠、影森、吉田、旧大滝及び荒川西の各小学校区については、学校区外への避難の可能性もあることから、より迅速な避難情報の伝達に努める。

3 雪害

雪害は、冬季の発達した低気圧などによってもたらされることから、熊谷地方気象台の発表する情報により、事前に発生可能性を予測・検討することが可能である。

そのため、市は、先を見越した防災行動を展開するため、関係機関と連携し早い段階から気象情報等を収集するとともに、的確に住民への情報提供を心がける。

特に、平成26年2月、大量の降雪により発生した各種雪害（交通途絶、孤立集落、構造物破壊、農作物損耗、架線切断など）による教訓を活かし、早い段階から自助・共助・公助により市民生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講ずる。